

労働者代表選出についてのお知らせ

「ブレインズより派遣就業中の皆様へ」

2020 年 4 月 1 日に施行された改正労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項に基づき、派遣労働者の待遇を労使協定方式により決定するための手続において、労働者の過半数の支持を得た、労働者代表を決定する必要があります。

今回選出する労働者代表は、会社側との労使協定締結当事者となります。

1. 派遣労働者の賃金等に関する労使協定（労使協定方式による待遇の決定・実施）
（有効期間：2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日）
2. 派遣労働者の賃金等に関する労使協定の改定
（改訂労使協定の有効期間：2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日）

つきましては、2024 年 11 月 18 日より労働者代表への立候補の受付をいたします。
労働者代表に立候補される方は、「労働者代表立候補に関する注意事項」をご確認の上、
kanri@brains-kgw.co.jp までその旨ご連絡ください。

《受付期間》

2024 年 11 月 18 日 ～ 2024 年 11 月 24 日 17:00 迄

《労働者代表立候補に関する注意事項》

重要な役割を担っていただきますので、以下のすべてに該当されている方に限り、立候補していただくことができます。

- 任期を 1 年間とするため、2024 年 11 月 24 日（受付締切日）時点にて派遣就業中で、2025 年 4 月 1 日以降も引き続き雇用契約が見込まれる方
- 必要に応じて（業務時間外を含む）、会社までお越しいただき、打ち合わせを行うこと等が可能な方
- 代表者選出の際、氏名、雇用形態等の開示に同意いただける方
- 守秘義務を厳守いただける方

※ブレインズとの雇用関係が終了する場合、終了日の翌日に労働者代表も解任となります。

株式会社 ブレインズ